

守口市

こども計画

概要版



こどもまんなか 笑顔のまち
守口



令和7年（2025年）2月
守口市



こどもまんなか 笑顔のまち 守口

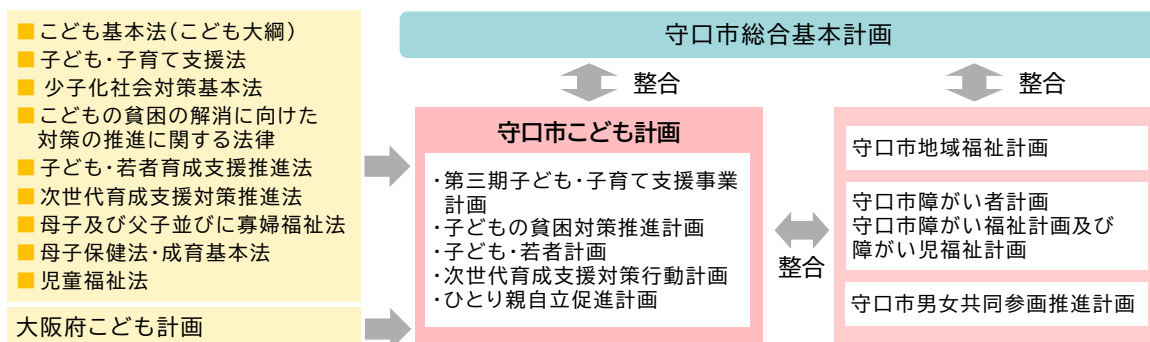
守口市では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働してすべてのこどもと子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべてのこどもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちでこどもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

計画の位置づけ

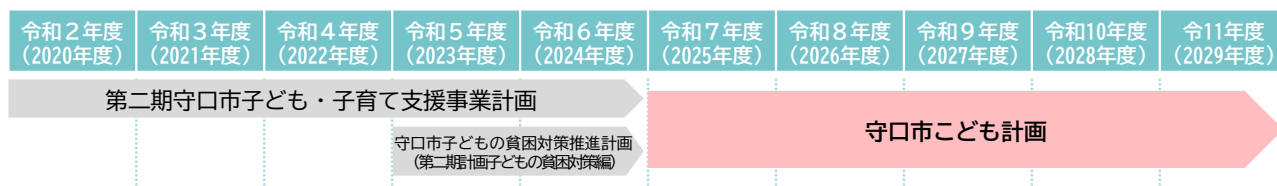
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村行動計画」「市町村子どもの貧困の解消に向けた計画」「市町村子ども・若者計画」「市町村ひとり親自立促進計画」を包含するものとして策定します。

また、本計画は、上位計画である「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



計画の期間

計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。



計画の進捗管理

本計画は、毎年度、担当課の自己評価による事業の進捗管理を行い(内部評価)、その結果を守口市子ども・子育て会議に報告し、守口市子ども・子育て会議による外部評価を行います。

また、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度である令和9年度に、中間見直しを行います。

計画の基本的な視点と重点方針

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、こどもと子育て家庭を見守り・支えるよう、以下の6つの視点に基づき、5つの重点方針を設定して、こども・若者にかかわる施策を総合的・体系的に推進します。

基本的な視点

- ① 主権としてのこども・若者の視点
- ② 次代を担う人材を育成する視点
- ③ 子育て家庭の負担感を解消する視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ 子ども・子育て支援の質的向上の視点
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

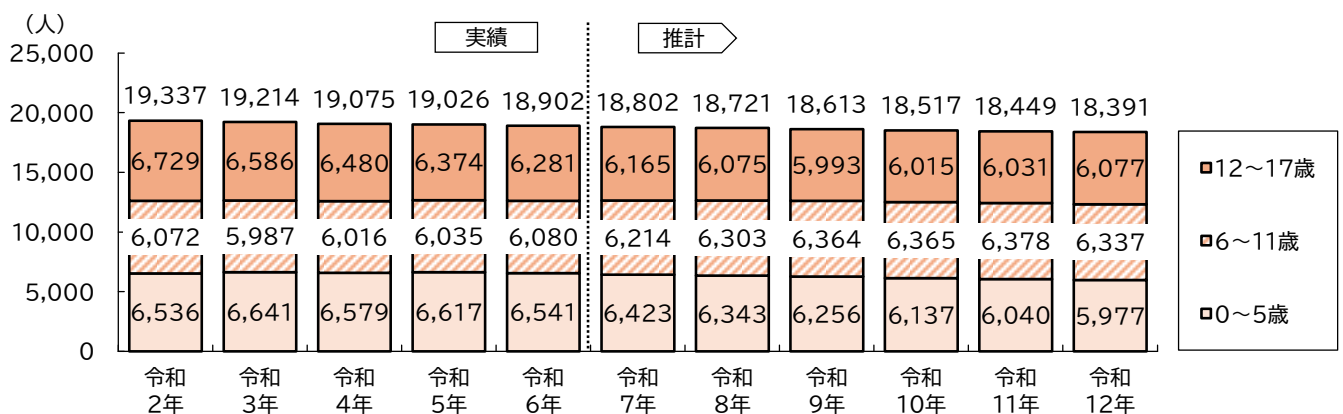
重点方針

- ① 妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支え、保護者の子育てに伴走する支援を行うとともに、保護者の学びを支援し、重層的な支援体制によりこどもの育ちを支えます。
- ② 子育ての負担や不安、孤立感など保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、すべての子育て家庭を支援します。また、子育てに要する経済的な負担軽減に取り組みます。
- ③ 多様な保育ニーズに応じた受け皿を確保し、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。また、すべての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを受けられる環境整備に取り組みます。
- ④ 公立民間がともに質の高い就学前教育・保育を提供できるよう、人材の確保に加え、専門性向上のための取組みを推進します。
- ⑤ 安全・安心な遊び場や居場所づくりを進め、こども・若者の健やかな成長に資する環境を整備するとともに、こどもの犯罪被害や事故防止等に取り組みます。

➡ 「こども・若者へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

子どもの人口の推移

人口全体は減少傾向が続くなか、守口市のこどもの人口（0～17歳）の減少は小幅にとどまっています。推計人口をみると、今後もこどもの人口は緩やかに減少していくと見込まれています。



資料：実績は各年4月1日の住民基本台帳人口による。推計は令和6年の人口に基づいたコーホート変化率法算出による。

基本理念の実現に向け、5つの施策目標を設定し、こどものライフステージに応じた施策とすべてのライフステージに共通する施策を体系的・総合的に推進することを目指します。

施策目標 1

妊娠・出産・
子育てを支える
【乳幼児期】



施策目標 2

次代を担う
こどもを育てる
【学童・思春期】

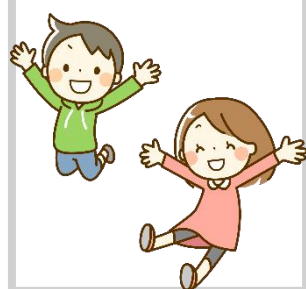


施策目標 3

若者の選択と
自立の支援
【青年期】

施策目標 4

すべての
成長過程に
わたる支援



施策目標 5

子育て当事者に
対する支援



1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援

こどもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とするこどもの早期把握や保護者への育児不安の軽減や出産にまつわる経済的負担の軽減を図ります。

2. 心身の健全な発達を促す食育の推進

生涯にわたる健康の基礎となる食生活習慣を身につけられるよう、食育を推進し、「食」を通じてこどもの心と体の健やかな成長を目指します。

3. 就学前教育・保育の充実

遊びを通した学びから、こどもが生涯にわたって生きる力となる非認知能力を身につける就学前教育・保育の実践を推進するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所での学びから小学校教育へは、「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、円滑な接続に向けて取り組みます。

4. 多様な子育て支援サービスの充実

さまざまなニーズに対応できるよう、地域で子育てを助け合う環境づくりや、緊急時、休日などにおける保育の提供を行うとともに、多様な媒体を活用して子育て情報を発信します。

5. 仲間づくりの機会拡大

保護者同士の交流を促進して、子育ての不安感を軽減し、子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。

6. 親育ち支援の充実

保護者が子育てを通じて、保護者自身の成長と子育ての喜びを感じられるように、さまざまな学習機会を提供するとともに、特に支援が必要な家庭に対して有効なプログラムを実践します。

7. 生きる力を育む教育の推進

健やかな身体づくりと基礎・基本の学力、周囲の人と対等な関係性を築ける人権感覚を身につけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養い、こどもの「生きる力」の育成を図ります。また、将来、自立した社会人として生活できるようキャリア教育を充実します。

8. 多世代交流の促進

こどもたちが豊かな人間関係のなかで社会性や協調性を身につけ、健やかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

9. 多様な体験機会の提供

市内の多様な施設や、こども会、青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会等といった地域の資源を活用し、こどもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会を充実します。

10. 居場所づくり

地域において、安全が確保されたなかで、こどもが主体的に参加し、自由に遊び、交流することができる居場所づくりを推進します。

11. 思春期の健康支援

次代を担うこどもたちが心身ともに健全な生活を営むため、思春期の児童・生徒が、有害なものから身を守ることができるよう、薬物や非行、犯罪等に関する啓発・指導を行います。また、性に関する教育を通じて、性の多様性やいのちの大切さを理解し、互いを尊重する意識の醸成を図ります。

12. 支援が必要なこどもの学習支援

学校に来ることが難しいこどもの教育の機会を保障し、将来に向けて歩みだせるように、学習支援や多様な学びの機会の確保に取り組みます。

13. 青少年の健全育成の推進

学校や地域が一体となって、こどもを犯罪等の被害から守り、安全な生活環境づくりに努めます。また、こどもがインターネットやSNSの特性を理解して、情報リテラシーを身につけるとともに、人を傷つける行為や犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、適切な利用に向けた情報モラル教育を推進します。

14. 若者の就労支援

社会生活を円滑に営む上での困難を若者に焦点を当てると、さまざまな生きづらさを抱えていても、自身の声をあげづらい状態にある者が多くいることも想定されることから、若者が自分らしく社会生活を送ることができ、自立した社会人となるよう、相談に対応し、就労につながる支援を行います。

15. こどもの人権尊重と権利擁護の推進

幼児期からこども自身が自らの権利について理解するとともに人権意識を身につけるための教育を行うとともに、広く市民に向けた人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組みます。また、ヤングケアラーなど権利が侵害されている状態のこどもに対する支援体制を構築します。

16. 意見表明・社会参画機会の拡大

こども・若者に向けた主権者教育を行うとともに、市政への関心の向上、社会参画機会のきっかけへとつながるよう、市政に関する情報発信に取り組みます。こども・若者が意見表明する機会を拡大するとともに、こどもが意見を形成し、表明することを支援する取組みを推進します。

17. 地域の子育てネットワークづくり

地域において、こどもと子育て家庭を見守り・支えるネットワークづくりを推進することで、地域の子育て力の強化を目指します。

18. 安全・安心なまちづくりの推進

こどもの犯罪被害や事故の予防、安心して遊べる公園づくりに取り組むとともに、こどもや子育て中の保護者が安心して外出できるよう、道路環境の整備、公共施設の子育てバリアフリー、赤ちゃんの駅の推進に取り組みます。

19. こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、夢や希望を持つことができるよう、こどもと家庭への支援を行います。

20. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の未然防止に向けて、市民や保育教諭、教職員、福祉や医療関係者等、多様な主体に対して、啓発や研修を実施し、虐待への理解促進や虐待の早期発見につなげるとともに、守口市児童虐待防止地域協議会において、関係機関との連携を強化して早期対応のための相談支援や見守りを推進します。

21. 障がいのあるこども・若者への支援

「障害者権利条約」の理念を踏まえ、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、障がいのあるこども・若者が、身近な地域で安心して生活できるように在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組みを推進します。

22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減

児童手当の支給や経済的支援が必要な家庭への補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげます。

23. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実現

幼児教育・保育の確保や時間外保育、病児保育、放課後のこどもの活動の場づくり等を通じて、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けることができる環境づくりに取り組みます。また、性別に関わらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指して、市民や企業に対する啓発や男性に向けた講座・教室の実施に取り組みます。

24. 共同養育に対する支援

令和6年5月の民法の改正による、共同親権の選択肢の拡大にともない、共同養育についての周知をはかり、こどもに対する養育の権利、義務の認識を広め、養育費の確保や親子交流が当たり前となる社会の実現に取り組みます。

25. ひとり親家庭等への支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実に努めます。

量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域

提供区域	小学校区
東部エリア	庭窪小、金田小、佐太小、梶小 藤田小、よつば小
中部エリア	守口小、八雲東小、八雲小
南部エリア	寺方南小、さつき学園、さくら小、 錦小



教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みは、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象	利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳 専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳 共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳 共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳 共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1)-1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

(1)-2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】（新2号）

		令和 7年度	令和 11年度	令和6年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	401	367	幼稚園1か所 認定こども園 26か所	各エリアとも確保 量が量の見込み量 を上回り、市全体 として十分な確保 量が見込まれます。
	確保方策(人)	458	458		
	過不足	57	91		
中部エリア	量の見込み(人)	298	280		
	確保方策(人)	443	441		
	過不足	145	161		
南部エリア	量の見込み(人)	368	348		
	確保方策(人)	494	494		
	過不足	126	146		



(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

		令和 7年度	令和 11年度	令和6年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	803	733	認可保育所4か所 認定こども園 26か所	中部エリアには確保量の不足が見られますが、市全体としては必要な確保量が見込まれます。
	確保方策(人)	909	909		
	過不足	106	176		
中部エリア	量の見込み(人)	598	562		
	確保方策(人)	517	535		
	過不足	△81	△27		
南部エリア	量の見込み(人)	737	699		
	確保方策(人)	806	806		
	過不足	69	107		

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

		令和 7年度	令和 11年度	令和6年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	171	159	認可保育所4か所 認定こども園 26か所 小規模保育事業等 29か所 企業主導型 保育事業7か所	東部エリア、中部エリアでは確保量の不足が見られます。今後も必要となる量の確保に努めます。
	確保方策(人)	161	158		
	過不足	△10	△1		
中部エリア	量の見込み(人)	140	135		
	確保方策(人)	129	129		
	過不足	△11	△6		
南部エリア	量の見込み(人)	155	150		
	確保方策(人)	173	173		
	過不足	18	23		

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和6年4月1日時点）

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

		令和 7年度	令和 11年度	令和6年度 施設設置状況	確保の内容
東部エリア	量の見込み(人)	620	561	認可保育所4か所 認定こども園 26か所 小規模保育事業等 29か所 企業主導型 保育事業7か所	東部エリア、中部エリアでは確保量の不足が見られます。今後も必要となる量の確保に努めます。
	確保方策(人)	501	495		
	過不足	△119	△66		
中部エリア	量の見込み(人)	471	465		
	確保方策(人)	424	436		
	過不足	△47	△29		
南部エリア	量の見込み(人)	552	528		
	確保方策(人)	588	588		
	過不足	36	60		

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和6年4月1日時点）

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

提供区域	事業	令和7年度	令和11年度	令和6年度現在の実施体制/確保の内容
3エリア	時間外保育事業(延長保育事業)(人)【0～5歳】	1,470 ▶	1,382	施設数 56 か所：認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。
3エリア	放課後児童健全育成事業(もりぐち児童クラブ：入会児童室)【小学生】	低学年(人)	1,249 ▶	施設数 13 か所：事業実施場所の適切な確保を図るとともに、対象校の通学区域内等において民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。 施設数 13 か所：もりぐち児童クラブ登録児童室を活用して対応するとともに、民間の放課後児童クラブの設置促進に努めます。
		高学年(人)	503 ▶	
全域	子育て短期支援事業(人日)【0～18歳】	104 ▶	110	施設数 8 か所：現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。
3エリア	地域子育て支援拠点事業(人日)	20,185 ▶	20,185	施設数 7 か所：廃止となる施設についても、代替となる事業の実施者を募集し、必要な事業量の確保に努めます。
3エリア	一時預かり(幼稚園型)(人日)【3～5歳】	72,438 ▶	67,573	施設数 27 か所：認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。
3エリア	その他の一時預かり(幼稚園型以外)(人日)【0～5歳】	14,066 ▶	13,281	施設数 22 か所：認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか認可外保育施設においても必要量を確保します。また、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)による確保も見込んでいます。
全域	病児保育事業(病後児保育を含む)(人日)	2,039 ▶	1,917	施設数 4 か所：令和7年度に中部エリアで1か所が新規開設される予定であり、市内施設と引き続き協力・連携をしていきます。また、事業実施区域のバランスも踏まえつつ医療機関を含めた市内施設に対して積極的に働きかけていきます。
全域	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)【小学生】	低学年(人日)	372 ▶	施設数 1 か所：必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。
		高学年(人日)	32 ▶	
全域	利用者支援事業(こども家庭センター型)(力所)	1 ▶	1	こども家庭センターを中心に妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。
全域	妊婦に対する健康診査(人回)	12,610 ▶	12,011	すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。
全域	乳児家庭全戸訪問事業(人)	1,001 ▶	954	すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。
全域	養育支援訪問事業(人)	6 ▶	6	養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、きめ細やかな指導や支援等に努めます。
全域	子育て世帯訪問支援事業(人)	25 ▶	30	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を支援員が訪問し、援助を実施する体制を整備します。
全域	児童育成支援拠点事業(人)	0 ▶	0	計画期間内における実施予定はありませんが、将来的な事業実施について引き続き検討します。
全域	親子関係形成支援事業(人)	10 ▶	15	乳幼児期からの親子関係構築に有効なプログラムを開催し、支援に努めます。
全域	妊婦等包括相談支援事業(人)	1,178 ▶	1,122	妊娠届出時の面談や妊娠8ヶ月アンケートの送付、出生後の面談等を行い、専門職により一貫した支援を実施します。
全域	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(人)	実施なし ▶	572	令和8年度からの実施に向けて、必要量の確保を図ります。
全域	産後ケア事業(人)	225 ▶	285	医療機関等や大阪府助産師会守口支部の助産師との調整を行い、サービスを必要としているすべての方にご利用いただけるよう努めます。

※提供区域：提供区域を東部・中部・南部の3つのエリアごとに設定する事業は「3エリア」、提供区域を市全域で設定する事業は「全域」と表記しています。

※各年度の数値は市全域で示しています。また単位の「人日」「人回」は年度延べ数となっています。

※すべての地域子ども・子育て支援事業において必要量を確保できる見込みです。

守口市こども計画 概要版

令和7年(2025年)2月

企画編集：守口市こども部子育て支援政策課

発行：守口市 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 電話 06-6992-1665

